草加市告示第１１１４号

公契約に係る重要事項（同規則第３条のうち、工事又は製造の請負契約に係る適用範囲）及び令和５年度（２０２３年度）の労働賃金基準額の設定について

草加市公契約基本条例（平成２６年条例第２１号）第１２条の規定に基づき、公契約に係る重要事項（同規則第３条のうち、工事又は製造の請負契約に係る適用範囲）及び令和５年度（２０２３年度）における労働賃金基準額を次のとおり定める。

令和４年（２０２２年）１２月２６日

草加市長　瀬　戸　百合子

１　公契約に係る重要事項（同規則第３条のうち、工事又は製造の請負契約に係る適用範囲については、現行の１億５，０００万円から３，０００万円引き下げ、１億２，０００万円とし、令和５年４月１日以降に発注する案件から適用とする。

２　工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額

NO	職種	単価	NO	職種	単価
1	特殊作業員	2,723 円	26	高級船員	3,432 円
2	普通作業員	2,408 円	27	普通船員	2,723 円
3	軽作業員	1,688 円	28	潜水士	4,624 円
4	造園工	2,363 円	29	潜水連絡員	3,409 円
5	法面工	3,004 円	30	潜水送気員	3,342 円
6	とび工	3,072 円	31	山林砂防工	3,027 円
7	石工	3,027 円	32	軌道工	5,603 円
8	ブロック工	2,847 円	33	型わく工	2,982 円
9	電工	2,734 円	34	大工	2,880 円
10	鉄筋工	3,105 円	35	左官	3,072 円
11	鉄骨工	2,824 円	36	配管工	2,599 円
12	塗装工	3,229 円	37	はつり工	2,880 円
13	溶接工	3,297 円	38	防水工	3,297 円
14	運転手(特殊)	2,903 円	39	板金工	3,263 円
15	運転手(一般)	2,532 円	40	タイル工	2,622 円
16	潜かん工	3,499 円	41	サッシ工	2,982 円
17	潜かん世話役	4,152 円	42	内装工	3,184 円
18	さく岩工	3,522 円	43	ガラス工	2,970 円
19	トンネル特殊工	3,488 円	44	建具工	2,745 円
20	トンネル作業員	2,847 円	45	ダクト工	2,678 円
21	トンネル世話役	3,837 円	46	保温工	2,599 円
22	橋りょう特殊工	3,510 円	47	建築ブロック工	2,712 円
23	橋りょう塗装工	3,510 円	48	設備機械工	2,622 円
24	橋りょう世話役	3,972 円	49	交通誘導警備員Ａ	1,733 円
25	土木一般世話役	2,835 円	50	交通誘導警備員Ｂ	1,542 円

３　業務委託契約に係る労働賃金基準額
　１，０２０円／時間

４　指定管理者との協定に係る労働賃金基準額
　１，０２０円／時間